

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

平成17年2月18日

総務部

1 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の公正かつ透明な運営を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めようとするものである。

2 任命権者の報告

各任命権者は、毎年8月末までに次の事項について、市長に報告する。

- (1) 任免及び職員数に関する状況
- (2) 給与の状況
- (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 分限及び懲戒処分の状況
- (5) サービスの状況
- (6) 研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 福祉及び利益の保護の状況

3 公平委員会の報告

公平委員会は、毎年8月末までに次の事項について、市長に報告する。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (3) 苦情の処理の状況

4 人事行政の運営等の公表

市長は、上記の報告内容について、毎年10月末までに公表する。

5 公表の方法

盛岡市公告板（盛岡市役所前）に掲示する。

6 施行期日

平成17年4月1日